旭医大達第117号
令和8年11月20日

国立大学法人旭川医科大学職員就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長　　西　川　祐　司

国立大学法人旭川医科大学職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学職員就業規則（平成16年旭医大達第160号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す

改正後	現行
（略） （試用期間） 第9条　新たに職員として採用された者については，採用の日から6箇月間の試用期間を設ける。ただし，本学が必要と認めた場合は，試用期間を延長し，若しくは短縮し，又は設けないことがある。 2・3　（略） （略） 附　則 この規程は，令和8年12月1日から施行する。 【改正理由】 職員の適性や能力等を適正に評価するため，所要の改正を行うものである。	（略） （試用期間） 第9条　新たに職員として採用された者については，採用の日から6箇月間の試用期間を設ける。ただし，本学が必要と認めた場合は，試用期間を短縮し，又は設けないことがある。 2・3　（略） （略）